

(様式2)

## 都市公園法に基づく条例で定める都市公園の設置及び公園施設の設置の基準(案) の概要

### 1 趣旨について

国により、一層の地域主権を推進するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が公布され、都市公園法(昭和31年4月10日法律第79号)が改正されました。

これまで国の政令で全国一律に定められていた都市公園法に基づく都市公園の設置及び公園施設の設置の基準について、地方分権改革の観点から、政令で定める基準を参酌して地方公共団体(市)が条例で定めることになりました。

### 2 対象

京丹後市が設置する都市公園

### 3 基準の考え方

国の基準を基本とし都市公園の設置については、市の実情を勘案した内容とします。

### 4 主な内容

#### (1) 都市公園の設置について

- 都市公園の設置の基準
  - ・ 京丹後市の区域内に居住する者全般の、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するものとします。
  - ・ 防火、避難等災害の防止に資するよう考慮し配置することとします。
  - ・ 利用目的に応じ、都市公園としての機能を十分発揮することができるように、敷地面積を定めることとします。

#### ア 国の基準

住民一人当たりの都市公園面積の標準：10㎡(市街地：5㎡)

公園種別による敷地面積標準

- ・ 街区公園：2,500㎡
- ・ 近隣公園：20,000㎡
- ・ 地区公園：40,000㎡
- ・ 総合公園、運動公園、広域公園等：

それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう敷地面積を定める。

#### イ 市の状況など

都市公園は、都市計画区域内に設置するものです。

市域全域ではなく一部の地域(旧峰山町全域、旧網野町の一部域)が都市計画区域であるため、住民一人当たりの都市公園面積の標準を定めると、一部の地域に集中して公園を整備することとなるため、具体の数値化をしないこととするものです。

市が整備した公園は、総合公園など比較的規模の大きいものであることから、その基準を市の基準とするものです。

公園種別	総面積	一人当たりの面積	代表的なもの
都市公園	224,195 m <sup>2</sup>	3.8 m <sup>2</sup>	峰山総合公園、八丁浜シーサイドパーク
その他の公園	328,277 m <sup>2</sup>	5.6 m <sup>2</sup>	スイス村、大宮自然運動公園
合計	552,472 m <sup>2</sup>	9.4 m <sup>2</sup>	全体では、国基準をほぼ満たします

※人口は、平成22年度国勢調査人口（59,038人）

## (2) 公園施設の設置について

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園施設の設置基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園の敷地面積に対する、建築物の建築面積の上限を2%とします。</li> <li>・ 特例 次の場合、上限に上乗せします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>休養施設、運動施設、備蓄倉庫、屋根付き広場、屋根付き野外劇場等 上限（2%）+ 10%</li> <li>仮設公園施設 上限（2%）+ 2%</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
--

### ア 国の基準

公園の敷地面積に対する、建築物の建築面積の割合 2%

#### 特例

休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	上限（2%）+ 10%
国宝、重要文化財等	上限（2%）+ 20%
屋根付き広場、屋根付き野外劇場	上限（2%）+ 10%
仮設公園施設	上限（2%）+ 2%

### イ 市の状況など

市の基準は、国の基準と同一とするものです。ただし、重要文化財、景観重要建造の建築は、本市都市公園での設置がないことから、条例で定めないものとするものです。

国の基準の詳細は、参酌すべき基準等を参照してください。

## 5 施行期日について

平成25年4月1日から施行します。

※パブリックコメント手続きを行う制度等について、項目別にわかりやすく簡潔に記入してください。